

来て「やぶき」 空き家取得支援金

最大
170万円

空き家の利用促進及び定住人口の増加による町の活性化を図るため、矢吹町空き家バンクに登録されている空き家を取得して町に移住しようとする方に、支援金を給付する制度です。

支援交付金額

この支援金の交付額は、支援対象経費の2分の1又は下記の表から算出した額のうち、いずれか低い額となります。

町支援金	基本支援額	支援対象住宅及び支援対象者の要件に該当する場合	40万円
	加算額	子育て世帯	10万円
		世帯内の者が町内企業へ就業、又は町内で新規就農した場合	10万円
		町内施工業者において、空き家の改修をした場合 ^{※1}	10万円
県支援金	基本支援額	町支援金の交付要件に該当し、町加算が 全て該当した 場合	70万円
		町支援金の交付要件に該当し、町加算が 2つ該当した 場合	60万円
		町支援金の交付要件に該当し、町加算が 1つ該当した 場合	50万円
		町支援金の交付要件に該当し、町加算が 全て該当しなかった 場合	40万円
	地域活性化加算額	子育て世帯	10万円
		世帯内の者が町内企業へ就業、又は町内で新規就農した場合	10万円
		町内施工事業者において、空き家の改修をした場合 ^{※1}	10万円

※1 施工費用が10万円をこえたものに限る。

交付上限額 4パターン

加算額が3つ全て 該当した場合	加算額が2つ 該当した場合	加算額が1つ 該当した場合	加算額が全て 該当しなかった場合
交付上限額 170 万円 (町県合計)	交付上限額 140 万円 (町県合計)	交付上限額 110 万円 (町県合計)	交付上限額 80 万円 (町県合計)

上記いずれかの上限額と、支援対象経費の2分の1の額を比較し、いずれか低い額が交付額となります。



矢吹町空き家バンクに登録されている物件については、
右記のQRコードからご確認ください。



支援対象住宅及び支援対象者等については、裏面をご覧ください →

支援対象住宅

次の各号すべてに該当する住宅

- (1) 移住（過去5年間県外に居住していた方が、本町の住民基本台帳に記録され、永住する意思を持って生活の本拠を本町へ移すこと）から2年以内かつ、令和6年4月1日以降に取得された住宅であること。
- (2) 建築基準法等の関係法令に適合していること。
- (3) 戸建住宅にあっては、その延べ面積は原則として、住生活基本計画（全国計画）において定める一般型誘導居住面積水準を満たしていること。
- (4) 集合住宅にあっては、その延べ面積は原則として、住生活基本計画（全国計画）において定める都市居住型誘導居住面積水準（当該水準により算出した面積が75平方メートル超の場合は、75平方メートル）を満たしていること。
- (5) 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された空き家にあっては、事業完了日までに耐震診断が実施されること。

支援対象者

次の各号すべてに該当する方

- (1) 令和6年4月1日以降に県外から移住した方。
- (2) 支援対象住宅を取得した方で、持分が2分の1以上であること。
- (3) 支援事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年以上継続して、支援対象住宅に居住する方。
- (4) 支援金交付年度内に町内への移住が完了していること。
- (5) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- (6) この要綱に基づく支援金の交付を受けたことのある同一世帯員がないこと。
- (7) 本人又は同一世帯員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有しないこと。

支援対象経費

次の各号の経費を除く、住宅の取得に要したもの

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外の経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う他の支援金を活用する場合の当該対象経費

申請の流れ

- STEP 01 町へ交付申請** 空き家を取得した日から12カ月以内に申請してください。
- STEP 02 交付決定** 町より交付決定通知書を送付します。
- STEP 03 実績報告** 事業完了日から起算して30日以内又は各年度の3月31日のいずれか早い日までに報告してください。
- STEP 04 交付確定** 町より交付確定通知書を送付します。
- STEP 05 請求書提出** 交付確定後すみやかに提出してください。
- STEP 06 交付金交付** 町と県負担分を含めて交付します。

詳細については直接お問合せいただくか、ホームページをご確認ください。

お問合せ先 矢吹町役場 商工観光課 地域活性係 TEL 0248-42-2119

